

## 応募要件

### ①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあつては、構成員全員が該当すること。

（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

#### 2 参加する者に必要な要件

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。（令第 167 条の 4 に規定する要件）

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ケ 動物の愛護及び管理に関する法律

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における(3)から(5)まで

に規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

(7) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(8) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

(9) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

## ②技術に関する要件

精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、認定心理士等のメンタルヘルスに関連するいずれかの資格を有していること

## ③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

### (1) 指揮命令系統

総括責任者を選任し、業務全般についてカウンセラーとの指揮命令系統を確立し、通常時はもとより、故障や事故等の処理に万全を期すこと。

### (2) 総括責任者

総括責任者は、次の業務を担うものとする。

ア 発注者との連絡調整

イ 発注者へ提出する書類の作成

ウ カウンセラーに対する円滑かつ安全な業務遂行についての指揮及び監督（教育の実施を含む）

### (3) 個人情報の保護等

個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

### (4) 必要な人員配置

業務の概要に沿った人員配置であること。